



# 経理の窓 8月号

平成27年8月1日号

残暑お見舞い申し上げます。

35℃を超える猛暑が続いています。お体大切にお過ごしください。

## 今月の税務

法人 : 6月決算法人の確定申告と納付  
個人 : 市・県民税の第2期分の納付  
個人事業税の第1期分の納付

## 租税公課等の損金算入・損金不算入について

(1) 法人税のうち次のものは、損金算入されます。

- ①退職年金等積立金に対する法人税
- ②修正申告又は更正により納付する税額のうち還付加算金相当額
- ③利子税額

\* 上記以外の法人税は損金不算入となります。

(2) 地方法人税のうち次のものは、損金算入されます。

- ①(1)①に掲げる法人税に係る地方法人税
- ②修正申告又は更正により納付する税額のうち還付加算金相当額
- ③利子税額

\* 上記以外の地方法人税は損金不算入となります。

(3) 次の租税公課は損金不算入となります。

- ①相続税法第9条の4又は第66条の規定による贈与税及び相続税
- ②道府県民税及び市町村税（利子割・均等割・都民税を含み、退職年金等積立金に対する法人税に係るものを除きます。）

(4) 連結法人税又は連結地方法人税の負担額又は減少額として支払う金額は、損金不算入となります。

(5) 次の租税を納付したことにより生じた損失の額は、損金不算入となります。

- ①国税徴収法の規定により第二次納税義務者として納付した国税（滞納処分費を含む）
- ②地方税法の規定により第二次納税義務者として納付した地方税

(6) 次の還付金は益金不算入となります。

- ①損金不算入とされた法人税額の還付金額
- ②不正行為等に係る費用等のうち損金不算入とされたものの還付金額
- ③法人税額から控除できなかった所得税及び外国法人税額の還付金額
- ④欠損金の繰戻しによる還付金

\* 上記のそれぞれの還付に際して付加される還付加算金は益金算入になります。

(7) 連結法人税又は連結地方法人税の負担額又は減少額として受け取る金額は益金不算入となります。

(8) 外国子会社から受ける配当等に係る外国源泉税等の損金不算入

内国法人が外国子会社から受ける剰余金の配当等の額につき益金不算入制度の適用を受ける場合には、その剰余金の配当等の額に係る外国源泉税等の額は、損金不算入となります。

(9) (8)により損金不算入とされる外国源泉税等の額が減額された場合のその減額された金額は、損金不算入となります。

(10) 外国法人税につき外国税額控除の適用事業年度開始日以後7年以内の事業年度において減額されたその外国法人税の額は損金不算入となります。

\*地方法人税の規定の施行は、平成26年10月1日です。(2)、(4)、(7)

### 《租税公課の損金算入の時期について》

租税公課等の損金算入の時期については、(1)申告納税方式による租税、(2)賦課課税方式による租税、(3)特別徴収方式による租税、(4)利子税並びに道府県民税等の納期限延長の場合の延滞金で損金算入されるものに区分されて定められています。(基本通達9-5-1) 事業税及び地方法人税の損金算入の時期についても定められています。(基本通達9-5-2) 道府県民税の利子割額は、損金不算入となります。



有限会社たべい TEL 043-422-5836 FAX 043-422-5844

<http://www.帳簿.jp> 帳簿をつけます。

<http://www.tstabei.com> 経理の窓 <http://www.keirinomado.com>